

七草マラソン大会出店に関する消火器具の準備について

1. 概要

松戸市火災予防条例（第20条～第24条）により、ガスコンロや発電機、電気コンロやわたあめ機といった火気器具を、「多数の者の集合する催し（縁日・花火大会・展示会など）」で使用する場合には消火器の準備が義務付けられています。

また、下記にて詳しくご説明いたしますが、火元を複数お使いになる場合には2個目以降の火元1つにつき1つ水バケツ（消火器でも可）が必要になります。実行委員会側ではこれらの消火器具は準備いたしませんので、出店者の皆様に各自ご用意していただく必要があります。

2. 出店者の方にご準備いただくもの

（1）消火器（火気を使う場合は必須となります）

（2）水バケツ（水の入ったバケツやペットボトルの水等で代用可）

⇒追加の火元1つにつき1つ必要となります。

例1）火元が1つの場合



⇒消火器のみご準備ください

例2）火元が複数ある場合



⇒消火器に加え、追加の火元1つにつき水バケツを1つ（上図の場合、消火器1＋水バケツ1）ご準備ください。

3. 松戸市消防局の立ち入りについて

大会当日朝に、上記防火設備が適正に配置されているか確認のため、松戸市消防局による立ち入り検査があります。検査自体は簡単なものですが、消火器具が不十分な場合、当日の出店ができなくなりますので必ず上記注意事項をお読みの上、消火器等防火設備を必ずご準備ください。

4. お問い合わせ先

松戸市消防局予防課 047-363-1114